

山梨県環境科学研究所不正調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県環境科学研究所における研究活動の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程第4条第7項に規定する研究者に係る研究活動の不正行為について調査するため、不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 調査委員会の委員は、副所長並びに特別研究員、自然環境・富士山火山研究部長、環境健康研究部長、地域環境政策研究部長及び総務課長の職にある者をもって充てる。

2 調査委員会の委員長には副所長をもって充て、委員長代理には総務課長をもって充てる。

(会議)

第3条 調査委員会は、委員長が招集し、会議を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長代理がその職務を代行する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、自己又は親族に関する事案の審査に参加することができない。

5 会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は、調査委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。